

MMI News

エム・エム・アイ ニュース

8 2004 月号

- 特別企画 中国内陸地区経済視察
- 平成16年度年金制度改正
- 社長コラム／知の偏食
- サラリーマン法人で年収150万円UP
- お中元と交際費

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>



特別企画 中国内陸地区経済視察「内モンゴルと古都・西安」 経営者倶楽部

中国への経済視察は、沿岸地域を中心に様々なツアーが組まれております。また遼寧省・河北省・山東省・江蘇省・浙江省・福建省・広東省など沿岸地域との取引を行っている企業は当社のお客様の中にも沢山あります。北京オリンピックに向け、既に中国は生産拠点から市場へ転換したかの様相を呈しています。今後はこの沿岸地域の傾向が、更に内陸部へと広がって行くと思われまますので、一足先に中国内陸地区の経済視察を企画いたしました。

また減多に組まれない企画ですので、この機会には是非ご参加ください。

日時 平成16年9月18日(土)～9月24日(金)
スケジュールは下記参考
参加費用 ツインルーム使用のお一人様御料金
338,000円
(上記料金は10名以上参加の場合です。人数によって多少料金は変わってまいります。)
(国際線はビジネスクラス利用の御料金です。シングル希望の追加料金37,000円)
申込み下記に必要事項ご記入の上FAXで8月15日までに、ご返送下さい。
旅行内容等の詳細につきましては申込み後旅行代理店よりご案内いたします
お問い合わせ:MMI 担当 鈴木 まで。Tel: 3778-2311

日数	月日(曜)	発着地名	時間	交通機関	スケジュール
1	9月18日(土)	成田発 北京着 北京発 フフホト着	10:40 13:20 18:05 19:10	国際線 国内線	成田空港よりJALにて北京へ(Cクラス) 着後、専用車にて市内観光 北京空港よりフフホトへ(Yクラス) 着後、専用車にてホテルへ フフホト泊
2	9月19日(日)			専用車	フフホト視察・観光 太沼・昭君墓・内モンゴ博物館・金剛座舍利宝塔等 (日本語ガイドが同行します。) フフホト泊
3	9月20日(月)	フフホト発 四子王旗着	午前 午後	専用車	専用車にて四子王旗へ(約3時間) 草原での生活体験をお楽しみください。 馬に乗っての遊牧民訪問・モンゴル相撲等 四子王旗/バオ泊

日数	月日(曜)	発着地名	時間	交通機関	スケジュール
4	9月21日(火)	四子王旗発 フフホト着 フフホト発 西安着	午前 午後 21:00 22:30	専用車 国内線	朝食後自由行動(オプション企画中) 専用車にてフフホトへ(約3時間) フフホト空港より西安へ(Yクラス) 着後、専用車にてホテルへ 西安泊
5	9月22日(水)			専用車	世界遺産 兵馬俑・始皇帝陵等見学 西安泊
6	9月23日(木)			専用車	西安市内視察・観光 大雁塔・陝西歴史博物館・青龍寺等 西安泊
7	9月24日(金)	西安発 北京着 北京発 成田着	11:00 12:30 14:50 19:10	国内線 国際線	西安空港より北京へ(Yクラス) 北京より成田空港へ(Cクラス) 成田到着・通関後解散

宿泊ホテル フフホト 新城賓館 (5星クラス)
四子王旗 豪華型蒙古包
西安 ハイアットリージェンシー (5星クラス)

FAX 03-3778-2317 必要事項ご記入の上このままFAXしてください。

申 込 書			
貴社名		参加者名	
ローマ字	参加者名をパスポートと同じローマ字でご記入ください。		
ご住所			
TEL		FAX	
シングル	希望する・希望しない	パスポート	有り・なし

MMIグループ夏季休暇のお知らせ

8月9日(月)～8月13日(金) 夏季休暇とさせていただきます。

夏季休暇に伴い「ちょうぼ倶楽部」の出納帳の処理、発送日程が変わってきますのでご注意願います。
○8月3日(火) 当社到着分につきましては8月6日(金)までに処理して発送いたします。
○8月4日～6日 当社到着分につきましては8月16日(月)から順次発送となります。
宜しく願いいたします。

平成16年年金制度改革

年金改革法案が、6月5日に成立いたしました。新聞やテレビ番組でも大きく取り上げられ、普段年金にまったく興味がなかった人でも、その行方を様々な思いで見守ってこられたかと思えます。参議院選でも、成立したにもかかわらず改正反対の声もあがってまいりました。よりよい年金制度の確立の為には、まだまだ改正が行われる可能性は否定できませんが、今回成立した内容について、ご説明いたします。

1、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保

- ・基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げ
平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。
- ・財政検証の実施
少なくとも5年ごとに、概ね100年程度の期間にわたる財政の検証を行う。
- ・保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整
保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み(保険料水準固定方式)とする。

厚生年金

平成16年10月から毎年0.354%ずつ引上げ
平成29年度以降18.3%とする

国民年金

平成17年4月から毎年月額280円引上げ
平成29年度以降16,900円とする

(いずれも平成16年度価格)

- ・社会全体の保険料負担能力の伸びを反映させることで、給付水準を調整(マクロ経済スライド)する。(ただし調整は名目額を加減とし、名目額は維持)
- ・給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本

的な部分を支えるものとして、厚生年金の標準的な年金世帯の給付水準は、現役世代の平均的収入の50%を上回る。

2、生き方、働き方の多様化に対応した制度の構築

- ・在職老齢年金の見直し
60歳台前半の被用者の在職老齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)
70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の実施(保険料負担は求めない)
65歳以降の高齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
- ・短時間労働者への厚生年金の適用(施行後5年以内を目途に検討)
- ・次世代育成支援の拡充(育児休業中の保険料免除1歳未満→3歳未満、など)
- ・女性と年金
第3号被保険者期間の厚生年金の分割
離婚時の厚生年金の分割
遺族年金制度の見直し
- ・障害年金の改善

3、その他

- ・国民年金保険料の徴収対策の強化
- ・年金制度の理解を深める為の取り組み
- ・第3号被保険者の特例届出の実施
- ・企業年金の安定化と充実
- ・年金積立金の運用のあり方の見直し

今年の10月から厚生年金保険料が変更になります(時期が変更になる可能性があります。社会保険事務所からの通知で確認してください)。その他、開始時期は異なりますが、従業員からの質問に対応できるようにする為にも、担当者は内容をよく理解し、手続きや対応に漏れがないよう、注意しなければなりません。

(株)渡邊事務所

エンタープライズインフォメーション

働く女性をきれいに磨く…Queens Road

Queens Roadは、働く女性の「美」と「健康」を科学的に捉え、いかに効率的・合理的に最高の「美容維持」が実現できるかを追及しています。多くの時間とお金をかけずに、安全で効果的な美容スタイルを手に入れる。

「Queens Road」は、「疲れ」や「ストレス」をもものとしめないバランスの取れた「キレイで仕事もできる女性」の実現をサポートしていくために存在しているのです。

インターネットにてご注文いただきますと5%OFFさせていただきます。

又発売記念キャンペーン開催中。詳しくはクリック！

<http://www.bio-face.co.jp/index.html>

有限会社バイオフィェイス 代表取締役 土金 毅

〒106-0032 東京都港区六本木7-12-12

ファミーユ六本木ビル1F

E-mail: info@bio-face.co.jp

以前この「知の偏食」はMMIニュースにて掲載をしていましたが他の記事の都合により掲載が途中で止まったままになっていました今月号よりあらためて掲載をスタートしてゆきます。お楽しみに・・・

知の偏食

何の為の計算か？

私は会計事務所をやっておりますが、よく若い職員の拙さが目に付く場面があります。

例えば、決算予想を職員に義務付けていますが、職員は0ベースの積み上げで予想利益を出します。しかし結果を見ると「おや」と思う利益が出ていたりします。よく見ると売上が2～3億しかなく粗利益が20%しかない企業で、何で交際費が2000万円もあるのか？聞いてみると、桁数を間違えて計算しているのです。私はよく職員に言うのですが、「君たちの計算より社長の直感の方が正しい。」どう言うことかという、計算には目的があるのであって、その目的を裏付けるための計算なのです。ですから本当に優秀な職員は、計算する前からおよその結果は想定出来ているのです。その結果を裏付けるための計算なのです。ですから出た結果を見て自分の結果に「おや?」と思えるのです。

どんなにコンピューターが発達しても、この自己検算能力は人間との決定的な違いであると思います。そう思えない職員はまだまだなのです。

何の為の知識か？

税務の知識に関しても同じことが言えます。

私の会計事務所は今税務調査を受けております。最近では税理士でも税務調査は受けるのです。調査の目的は税理士が主宰する法人が節税目的ではないか？という事です。

どう言うことかという、会計事務所は個人事業主です。個人事業主は個人の事業所得ですから、儲かってくると累進税率で税率が非常に高くなります。また地方事業税も懸かってきます。そこで税務の専門家でもある税理士は考えたのです。「会社を作るう」会社を作るとどうなるかという、税務業務は税理士個人しか出来ません。しかし経理業務は誰でも出来ます。そこで税務業務と経理業務を分けて、経理業務を行う会社を作ることにより税務業務の個人事業主の所得を大きく減らすことが出来ます。そして税理士は自分で作った会社の社長となって役員報酬を得るわけです。

さらに家族を役員にしてその役員にも報酬を払うわけです。そうすることにより、自分の収入も給与所得控除により更に所得を下げる事が出来ると同時に、家族に所得を分散することにより、各人の税率も下げることが出来ます。

しかし会社はペーパーカンパニーで全く実際は機能していませんし、利益は±0で絶対に利益は出しません。この方法はかなり古くからあり、不動産所得のある家主や地主の管理会社の設立がその起源です。

そこで税務署は、税法の基本理念である「実質課税の原則」を適用して、全く実態のない不動産管理会社の収入は、個人の不動産所得の20%程度が限度であるという方針を打ち出し、一斉に不動産管理会社の指導と申告の是正に乗りだしたのです。ここまでは全く税務署は正しかったのです。税理士のペーパーカンパニーも基本的には単なる節税目的の会社ですから否認していったのです。これも全く正しかったのです。

しかしそう言った事例が恒常的になると、そう言った知識を良く知っている「バカ」が出てくるのです。私の会計事務所に調査に来ていた調査官もそう言った馬鹿の一人でした。私の会計事務所は基本的には株式会社MMIという会社組織です。しかし税務業務は法人では出来ないの、高橋会計事務所を通してのが実態です。ですから実体は上記の例とは全く逆でした。それにもかかわらず株式会社MMIと節税目的のペーパーカンパニーを同列に扱い「ほとんどの会計事務所は売上の30%の所得を申告している」等馬鹿なことを言っているのです。

ここで言いたいことは、知識にも目的があるということです。知識を知識としてしか理解できない者は受験勉強は出来ても、本当は馬鹿なのです。

この場合は、「実質課税の原則」に言う、「名義や形の如何に拘わらず、実態に則した課税をすべきである」と言う法律の主旨に沿って行われた様々な事例を、単に知識として理解し、その事例の目的を理解しようとしないうから、結果としては、「実質課税の原則」という目的と、正反対の結果を出してしまうのです。

著：(株)MMI 高橋 節 男

書籍のご案内

「サラリーマン法人で年収150万円UP」 年収を増やす魔法のテクニック

高橋節男／
小池 洋／著



定価1,575円
7月下旬発売

ついに出来ました！MMIニュースでもシリーズでお届けしている「サラリーマン法人」の書籍版。サラリーマン法人とは今勤めている会社を辞めて自分で会社を設立し一国一城の主である「社長」になります。そして今勤めている会社と改めて業務委託契約を結ぶのです。そう「給与」ではなく「業務委託費」として報酬を受けます。

◎今までの仕事を継続するので経験や知識が生かせます。

◎他社から仕事を請け負うことも出来ます

◎本格的な独立に向けて準備をすることもできます。

◎税金・社会保険料が大幅に減るので年収が150万円増えるかも！

◎合資会社だったら資本金2円で会社が設立。設立費用も安い→サラリーマン法人設立パックももっと詳しく知りたい！勉強がしたい方は・・・

ご購入希望の方は サラリーマン法人化推進協議会

事務局 tel. 03-3778-2311 鈴木までご連絡下さい。又は、E-mail: info@m-m-i-g.com

今年のお中元のシーズンは終りとなってしまいましたが、長引く不況による経費節減のため、担当者は商品選択に頭を悩まされたのではないのでしょうか？

会社が取引先等にお中元を贈った場合は、金額の多寡に関わらず、原則としてその費用の全額が「交際費」に該当します。ここで、売上割戻し基準内のおおむね3,000円以下の少額物品を取引先に贈る場合(措通61の4(1)-4)は、「交際費」に算入しないという取扱いがあることから、お中元の費用にもこの取扱いの適用があるのではないかと考える方もいたのでは。しかしながら、「お中元」は特定者を対象とする贈答の意思が明らかにされている限り、たとえ少額物品であろうとも、全額が法人税法上「交際費」として扱われます。

一方、「交際費」となれば税法には損金算入限度額がありますが、平成15年度税制改正によって、これまで全額損金不算入の対象だった資本金が5,000万円超～1億円以下の法人にも、90% (最大) の損金算入枠が認められることとなり、3月決算法人では、平成16年3月期が初適用と

なっています。(措法61の4:適用期限は平成18年3月31日までに開始する事業年度)。一方、資本金1億円超の法人の交際費は、従来通り全額損金不算入のままです。つまり、資本金が1億円以下の法人がなした交際費の損金不算入割合は、一律「10%」に引き下げられたということです。

また、確定申告書の別表十五を作成の際には、次の計算方法で損金不算入額(「4」欄)を求めることとなります。

①交際費の金額が年400万円以下の場合:

$$\text{「支出交際費の金額」} \times 10\% = \text{損金不算入額}$$

②交際費の金額が年400万円超の場合:

$$\text{「支出交際費の金額」} - 360\text{万円} = \text{損金不算入額}$$

例えば、①で300万円の場合は、300万円×10%=30万円、②で500万円の場合は、500万円-360万円=140万円が損金不算入額となります。

8月の税務

8 AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

	個人事業税の納付(第1期分)
	個人の道府県民税及び市区町村民税の納付(第2期分)
8月10日	7月分源泉所得税の納付・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	特別土地保有税(取得分)の申告・納付
	6月決算法人の確定申告
	<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告
	<消費税・地方消費税>
	各月の決算法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告
	<消費税・地方消費税>
	12月決算法人の中間申告
	<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>……半期分、第2四半期分
	3月、9月決算法人の中間申告<消費税・地方消費税>……第1及び第3四半期分
	個人事業者の16年分消費税・地方消費税の中間申告……半期分、第2四半期分
	3月から5月までの決算法人の1ヶ月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

編集後記

みなさん今年の夏休みはどこかへお出かけになる予定なのではないでしょうか？

新聞などにも書いてありましたが今年は国内・海外ともに予約がいっぱいで沖縄などはキャンセル待ちが出ているとか・・・うらやましい話です。「今年こそは！」と思い早速インターネットで検索開始、しかし腰を上げるのが遅く、また各旅行会社のホームページを見てもお盆の時期は料金が高く、検討した結果、どこにも行かず近場で済ませようということに。

「来年こそは！」と自分に堅く誓いをたてました。



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。